

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第3条第1項の規定に基づき申請を行なった託送供給等約款（平成29年4月1日実施。）において、消費税等相当額を含んだ料金率等をもとに料金その他を算定し請求することといたしました。

なお、Ⅲ（料金）に定める料金率、65（受電地点への供給設備の工事費負担金）および67（供給地点への供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額ならびに附則6（発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置）および別表2（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	40.71	3.02
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	81.42	6.03
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	162.84	12.06
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	244.26	18.09
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	407.10	30.16
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	407.10	30.16

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	121.60	9.01
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	243.19	18.01
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	243.19	18.01
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
1 接続送電サービスにつき	232.20	17.20
電力量料金		
1 キロワット時につき	9.84	0.73
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
1 接続送電サービスにつき	232.20	17.20
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	10.93	0.81
夜間時間		
1 キロワット時につき	8.40	0.62
電灯従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	13.64	1.01
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	707.40	52.40
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	583.20	43.20
電力量料金		
1 キロワット時につき	7.28	0.54

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	707.40	52.40
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	583.20	43.20
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	8.07	0.60
夜間時間		
1キロワット時につき	6.22	0.46
動力従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	18.88	1.40
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	480.60	35.60
電力量料金		
1キロワット時につき	4.07	0.30
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	480.60	35.60
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	4.50	0.33
夜間時間		
1キロワット時につき	3.52	0.26
高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	11.94	0.88

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	329.40	24.40
電力量料金		
1キロワット時につき	2.72	0.20
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	329.40	24.40
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	2.99	0.22
夜間時間		
1キロワット時につき	2.37	0.18
特別高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	8.12	0.60
1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	410.40	30.40
特別高圧で供給する場合	280.80	20.80
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3.60	0.27
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	7.19	0.53
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	7.19	0.53

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	71.92	5.33
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	71.92	5.33
動力臨時定額接続送電サービス 臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	99.59	7.38
予備送電サービス 予備送電サービス料金 予備送電サービスA 予備送電サービス契約電力1キロワットにつき 高圧で供給する場合 特別高圧で供給する場合 予備送電サービスB 予備送電サービス契約電力1キロワットにつき 高圧で供給する場合 特別高圧で供給する場合	51.84 55.08 78.84 79.92	3.84 4.08 5.84 5.92

(2) 65 (受電地点への供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
発電設備からの出力により, 当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で, これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときの工事費負担金 新増加契約受電電力1キロワットにつき	3,564.00	264.00

(3) 67（供給地点への供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
供給側接続設備の工事費負担金		
低圧または高圧で供給する場合		
架空供給側接続設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	3,348.00	248.00
地中供給側接続設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	26,676.00	1,976.00
特別高圧で供給する場合		
工事費		
架空供給側接続設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで供給する場合	594.00	44.00
標準電圧60,000ボルトで供給する場合	172.80	12.80
地中供給側接続設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで供給する場合	864.00	64.00
標準電圧60,000ボルトで供給する場合	561.60	41.60
当社負担額		
新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,400.00	400.00

(4) 附則6（発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等		
1キロワット時につき	22.90	1.70
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等		
1キロワット時につき	14.76	1.09

(5) 別表2 (近接性評価地域および近接性評価割引額の算定) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
近接性評価割引単価		
1キロワット時につき		
受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合	0.43	0.03
受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ 60,000ボルト以下の場合	0.35	0.03
受電電圧が標準電圧60,000ボルトをこえる 場合	0.17	0.01

(6) 別表5 (離島ユニバーサルサービス調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
離島基準単価		
電灯定額接続送電サービス		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.089	0.007
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	0.176	0.013
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	0.352	0.026
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	0.528	0.039
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	0.881	0.065
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	0.881	0.065
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.264	0.020
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	0.526	0.039
100ボルトアンペアをこえる1機器につき		
100ボルトアンペアまでごとに	0.526	0.039
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.008	0.001
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの場合	0.014	0.001

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.014	0.001
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.141	0.010
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	0.141	0.010
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力1キロワット		
1日につき	0.149	0.011
従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.023	0.002